

令和3年度 地域密着型サービス事業所集団指導

サービス別資料



地域密着型特定施設

沖縄市健康福祉部介護保険課 管理係

1



本資料では、令和3年度報酬改定の要点をご説明しております。各項目の詳細につきましては、条例や告示、その他国の通知等をご確認くださいますようお願いいたします。



2



令和3年度介護報酬改定の要点

1. 運営基準
2. 報酬関係

3



1. 運営基準

- ①災害への地域と連携した対応の強化

4



①災害への地域と連携した対応の強化

赤本P764～
社保審資料P5

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策に係る避難等訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。



5



沖縄市基準条例第59条の15

(非常災害対策)

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、**地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。**

6



2. 報酬関係

- ① 認知症専門ケア加算の見直し
- ② 看取りへの対応の充実
- ③ 生活機能向上連携加算の見直し
- ④ 個別機能訓練加算の見直し
- ⑤ 口腔機能向上の取組の充実
- ⑥ ADL維持等加算(新設)
- ⑦ 入居継続支援加算の見直し
- ⑧ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進

7



① 認知症専門ケア加算の見直し

青本 P 746
 社保審資料 P 9

認知症ケアに関する専門研修(※1)を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師(※2)を、加算の配置要件の対象に加える。

認知症加算の専門研修(※1)

- ・ 認知症介護指導者養成研修
- ・ 認知症介護実践リーダー研修
- ・ 認知症介護実践者研修

認知症専門ケア加算(Ⅰ)の専門研修

- ・ 認知症介護実践リーダー研修

認知症専門ケア加算(Ⅱ)の専門研修

- ・ 認知症介護指導者養成研修



追加



専門性の高い看護師(※2)

- ・ 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ・ 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ・ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

8



※参考



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.4)

○認知症専門ケア加算 問29～35

9



②看取りへの対応の充実

 青本P 743～
 社保審資料P 18・14

旧

看取り介護加算

| | |
|-------------|-----------|
| 死亡日30日前～4日前 | 144単位/日 |
| 死亡日前々日、前日 | 680単位/日 |
| 死亡日 | 1,280単位/日 |



新

改定

加算 I

新設

| | |
|--------------|-----------|
| 死亡日45日前～31日前 | 72単位/日 |
| 死亡日30日前～4日前 | 144単位/日 |
| 死亡日前々日、前日 | 680単位/日 |
| 死亡日 | 1,280単位/日 |

NEW

加算 II

| | |
|--------------|-----------|
| 死亡日45日前～31日前 | 572単位/日 |
| 死亡日30日前～4日前 | 644単位/日 |
| 死亡日前々日、前日 | 1,180単位/日 |
| 死亡日 | 1,780単位/日 |

併算定不可

看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置している場合。夜間看護体制加算を算定していること。

10



算定要件等

<看取り介護加算（Ⅰ）>

○ 要件として、以下の内容等を規定する。

- ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- ・ 看取りに関する協議等の場の参加者として、生活相談員を明記する。（告示）

(通知)

<看取り介護加算（Ⅱ）>

- ・ (Ⅰ)の算定要件に加え、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置していること。



11



「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>



12



※参考



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3)

○看取り介護加算(Ⅱ) 問86

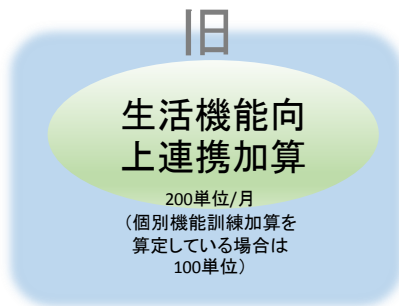
13



③生活機能向上連携加算の見直し

青本P732～
社保審資料P79・80

ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける(※3月に1回を限度)。



14



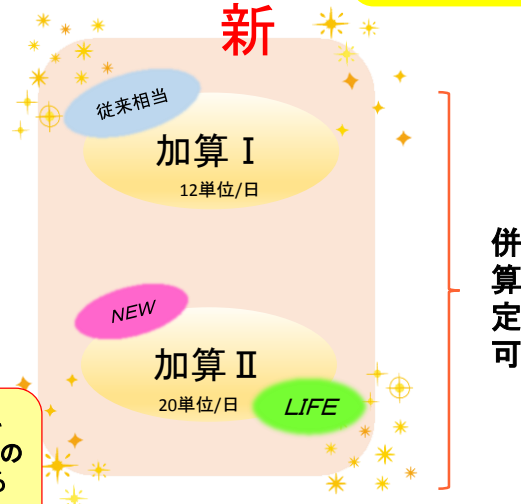
④個別機能訓練加算の見直し

青本P 735～
社保審資料P 81
資料3 P 31～
資料4 P 6

旧



新



併算定可

より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。

15



※参考



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A

(vol.3) 問19

(vol.5) 問4

16



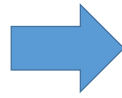
⑤ 口腔機能向上の取組の充実

青本 P 741～
社保審資料 P 89
資料 3 P 46～

旧

栄養スクリーニング加算

5単位/回



新

NEW
口腔・栄養スクリーニング加算

20単位/回

介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を創設し、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。

17



※参考



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)

○口腔・栄養スクリーニング加算 問20

18



⑥ADL維持等加算(新設)

青本 P 736～
 社保審資料 P 96・97
 資料4 P 6～

旧

なし



地域密着型特定施設を対象に加える。

新

NEW

ADL維持等
加算 I

30単位/月

LIFE

NEW

ADL維持等
加算 II

60単位/月

LIFE

併算定不可

19



算定要件等

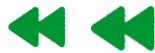
社保審資料より抜粋

< ADL維持等加算(I) >

- 以下の要件を満たすこと
 - イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。
 - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
 - ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

< ADL維持等加算(II) >

- ADL維持等加算(I)のイとロの要件を満たすこと。
- 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。



20



※参考 **Q&A**

Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A

(vol.3) 問19・問34～43

(vol.5) 問5

(vol.6) 問3

(vol.9) 問1

21



⑦入居継続支援加算の見直し

青本 P 730～
社保審資料 P 113

旧

入居継続
支援加算

36単位/日



新

従来相当

加算 I

36単位/日

NEW

加算 II

22単位/日

併算
不可

「たんの吸引等を必要とする者の割合が利用者の15%以上」の場合の評価に加えて、「5%以上15%未満」の場合に評価する新たな区分を設ける。

22



社保審資料より抜粋

算定要件等

<入居継続支援加算（Ⅰ）>（現行と同じ）

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（※1）を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること
- 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上（※2）であること

<入居継続支援加算（Ⅱ）>（新設）

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（※1）を必要とする者の占める割合が利用者の100分の5以上100分の15未満であること
- 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上（※2）であること

※1 社会福祉法及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為

- ①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養
- ※2 テクノロジーを活用した複数の機器（見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器）を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を「7又はその端数を増すごとに1以上」とする。（4（2）③参照）

113

23



※参考



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A

- 入居継続支援加算（vol.1）問25
（vol.3）問82・85

24



⑧テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進(入居継続支援加算)

入居継続支援加算について、テクノロジーを活用した複数の機器(見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器)を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。(現行6:1を7:1とする。)

青本P730～
社保審資料P119



25



社保審資料より抜粋

(要件)

- ・テクノロジーを搭載した以下の機器を複数導入していること(少なくとも①～③を使用)
 - ①入所者全員に見守り機器を使用
 - ②職員全員がインカムを使用
 - ③介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用
 - ④移乗支援機器を使用
- ・安全体制を確保していること(※)

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施

- 見守り機器やICT等導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。



26



※参考 

Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)

○介護機器を使用した業務効率化 問81

